

# 行政書士の進むべき道は？

## ① 行政書士が直面する課題

行政書士の業務は、大きく分けて、官公署に提出する書類作成業務一般および官公署への申請業務一般（官庁と国民の橋渡しの業務一般）と、私人間の権利義務または事実証明に関する書類一般の作成（私人間の権利義務に関する業務一般）の2種類であり、その業務範囲は、もともと非常に広いといえます。以上の業務に該当するものであれば、他の土業との関係で抵触しない限り、すべてが行政書士の業務ということになるからです。

そして、これまで述べてきた通り、行政書士の業務は、官公署関連の業務においても、私人間の権利義務にかかる業務においても、拡大する一方であり、今後も、その拡大は続くでしょう。そのことから、最も将来性のある資格であるといっても過言ではありません。

一方、行政書士の業務が拡大する反面として、さまざまな課題も生じてきています。以下では、行政書士が直面している課題についていくつか述べます。

## ② 電子申請システム・IT化が進む手続と行政書士

時代の要請を受けて、行政手続オンライン化三法が2002年（平成14年）に成立し、以降、行政手続のオンライン化に伴って、行政書士の独占業務である「官公署に提出する書類」について、電子申請システムの導入が進んでいる状況があります。このような状況は、行政書士の業務にどのような影響を与えるでしょうか。

従来、行政書士の業務は、官公署への各種申請手続が難解であることを背景に存在していたという側面があります。つまり、行政書士は、国民が難解で理解できない手続（書類作成や申請手続）を代わりに行う存在として機能してきました。いわば、手續が複雑かつ難解であることを前提にした、官公署と国民の橋渡し役でした。これは、「お役所仕事」という言葉があるくらい、サービスの質が悪かった時代における役割であったとも言えます。

ところが、官公署への電子申請システムが導入された結果、以前よりも申請手続が楽になるケースも出てきました。これは、官公署側の意識の変化とも関連しています。国民の権利意識が向上した結果、今までどおりのお役所仕事では到底許されなくなったことを背景に、電子申請システムの導入により、国民にとって利便化が図られ、単純化された手續が多くなってきました。

行政庁のホームページをみれば、申請書類等は簡単に入手することもでき、添付書類も詳しく説明されています。さらに行く行政庁の助言的な行政指導がなされるようになり、公務員が申請書類を受け付ける際に丁寧な指導をしながら申請書類の作成に協力するということが行われる

ようになっており、書類作成の専門家である行政書士に依頼しなくても申請書類を完成させることができるようになりました。その結果行政書士への依頼が減少するようになっています。

電子申請システムの導入により、単純化した手続は、行政書士を通さなくても国民が自分で行うことができます。その結果、行政書士は、単純化した申請手続について依頼された通りの代書的業務を行う存在として生き残ることは難しい時代になっています。今後は、単純な電子申請に変更できない、複雑な許認可申請などの行政手続を業務として行う存在として行政書士は生き残ることになります。そして、複雑な許認可申請を行うに当たって必要な、依頼者に対するいわゆるコンサルティングを行う存在として活躍することになるでしょう。

### ③ 行政書士試験および資格基準をめぐる問題

#### (1) 行政書士試験出題科目をめぐる問題点

行政書士試験の出題科目および配点は、概ね以下のようになっています。

- ・行政書士の業務に関し必要な法令等（小計：244点）
  - 5肢択一式（160点）：基礎法学8点、憲法20点、行政法76点、民法36点、商法・会社法20点
  - 多肢選択式（24点）：憲法8点、行政法16点
  - 記述式（60点）：行政法20点、民法40点
  
- ・行政書士の業務に関連する一般知識等（小計：56点）※すべて、5肢択一式
  - 政治・社会・経済28点、情報通信・個人情報保護16点、文章理解12点

以上のような内容の試験で、①行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50%以上（244点中122点）、②行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、満点の40%以上（56点中24点）、試験全体の得点が、満点の60%以上（300点中180点以上）、という3つの要件を満たした者が合格となります。

この試験内容については、まず、試験に行政書士法が課されていないという批判があります。本来、行政書士の業務範囲から行政書士に必要な倫理に至るまで理解していることが必要であるから、試験に行政書士法を加えるべきであるという批判は妥当といえるでしょう。特に、行政書士に関しては、業務範囲が広く定められており、本来の役割自体どうしても曖昧になりがちですし、また、弁護士法72条など他の士業の業務範囲に抵触しない範囲での業務が可能であるという理解を身につけることは必要でしょう。

また、現在の行政書士試験においては、法令等科目で課されている科目は憲法・民法・行政法といった一般的な法令科目であり、その内容は非常にオーソドックスなものとなっています。これに対しては、行政書士にふさわしい法律的素養をしっかり持っているかどうかを審査できるという利点はあるものの、現実の行政書士の業務内容とあまりに乖離しているのでは、という批判があります。行政法総論を学習しても実務上は役に立たない、とか、民法の出題内容が行政書士の実務では取り扱わないものが多いというような批判です。しかし、この批判に対しては、複雑な法体系になっている行政関連の規制法令を理解するに当たって、そのベースとなる行政法総論などについてもしっかりと理解しておくべきであり妥当であるという反論もあります。さらに、行政関連の法は数多く存在し、実務上用いる行政法令のすべてを学習することはできない

ことから、基礎的な分野をまずは学習し、実務上の法令はその基礎的理解をもとに、自ら対応するべきであるとも考えられます。また、権利義務に関する書類作成が行政書士の業務となっている以上、民法についても、基本的な部分をしっかりと理解しておくべきであり、必ずしも不適切な出題ではない、という反論も存在します。

ともあれ、現在の試験に合格し行政書士になるためには、憲法・民法・行政法といった一般的な法令科目の基本をしっかりと理解していることが求められています。その上で、行政書士試験に合格し、開業する際には、それまで学んだ法令の基礎をベースにして、業務で必要な各専門法令の勉強をしていく必要があります。

## (2) 行政書士試験における法科大学院生問題

(1)に関連して、現在の試験で課されている行政書士の業務に関し必要な法令等科目は、新司法試験科目に含まれている科目です。このことから、法科大学院生も試験を受験することが多くなった結果、試験の難易度が高くなり、純粋に行政書士を目指している受験生が行政書士試験に合格することが非常に難しくなっていると言われます。

確かに、法科大学院生が受験することで開業する予定のない合格者が増加し、行政書士を目指す受験生がなかなか合格できなくなることは望ましくないと言えるかもしれません。

## (3) 公務員OB問題

行政書士に登録できる者は、行政書士試験に合格した者に限られません。「国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年以上（学校教育法による高等学校を卒業した者その他同法第90条に規定する者にあっては17年以上）になる者」も登録できます。

このため、公務員OBが肩書きを求めて登録をしたもの、実質的には何も活動しないケースがあります。こういった公務員OB行政書士は行政書士としての平均年収を引き下げ、行政書士資格が「食べられない資格」であるとのイメージ作りの一端となってしまっています。

## (4) 行政書士の能力（質）の担保について

これまで述べてきたように、行政書士の業務が拡大した結果として、行政書士が、私人や企業に対して有する影響力も大きくなっています。そのため、行政書士の能力（質）の担保が、これまで以上に必要になってきていると言えます。

まず、行政書士の場合には、行政書士試験に合格し、登録申請をすれば、行政書士としての資格を有することになります。現在の行政書士試験の、法令等科目で課されている科目は憲法・民法・行政法といった一般的な法律科目であり、その内容は非常にオーソドックスなものとなっています。このような内容の試験を突破していることから、法律的素養はある程度有しているといえ、その意味で、資質の担保はされているとも言えます。

しかし、前述のごとく、行政書士試験の試験科目に行政書士法が含まれていないため、行政書士として必要な倫理や業務知識について理解しているかどうかは合否判定の基準とはなっていません。また、一般的な法律科目の基本的な部分を理解しているかが試験の合否判定基準となっているため、行政書士試験合格者が実務を行う上で必要な法令知識や業務知識を有しているかどうかを計ることもできません。行政書士試験合格後に実際に業務を行うに際し、どのように業務を遂行するかは各自の判断に完全に委ねられていますが、開業前に業務経験のない者は知識のないまま開業することになる以上、より一層の研修制度が必要となっています。

現在、倫理研修については、各都道府県行政書士会において行うようになっています。また、業務知識研修については、日本行政書士会連合会が、中央研修所を設置し、司法研修、知的財産権研修、法定業務研修等を行い、行政書士個々の能力向上に努めています。また、各都道府県行政書士会においても、各地域に応じた研修を実施しています。このような研修制度の更なる充実が重要と言えます。